

令和3年7月9日

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る本市の主な対応

政府は8日、兵庫県に適用中の「まん延防止等重点措置」を、期限の11日で解除する方針を決定した。

同日、兵庫県対応方針が改定され、感染者数の推移を見極めながら、現状の措置を段階的に解除していく方針が示された。

本市としては、感染再拡大を何としても抑え、市民の皆さまの生命・健康を守り医療崩壊を防ぐために、市民の皆さまへ行動変容を促すとともに、市役所が持つ資源を感染拡大防止に集中させ、確固たる取組みを進めていく。

なお、感染症への対応については、国や県との連携が必要であり、広域的な感染症対策として、国・県の対応方針に沿った措置を行うこととする。

1 外出自粛等の要請

次の事項を市民の皆さまに改めて要請する。

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・感染拡大地域への不要不急の往来及び県境を越えた不要不急の往来を自粛すること。
- ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- ・感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること。
- ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること。
- ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること。
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。

〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等を徹底すること。
- ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること。
- ・毎日の検温実施など自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること。

- ・こまめな換気や適度な保湿を行うこと。

〔家庭での感染防止対策〕

- ・リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること。
- ・帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること。
- ・毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状のある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること。

〔飲食等〕

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること。

2 市立学校園

〔教育活動〕

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行う。

〔部活動〕

期間：令和3年7月20日（火）まで

十分な感染防止対策を実施した上で県内のみで活動を実施する。

全国大会・近畿大会に出場する部は、当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は、県外も可とする。

期間：令和3年7月21日（水）以降

十分な感染防止対策を実施した上で部活動を行う。

県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。

ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。

なお、1日の活動時間は、平日4日2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。

3 社会福祉施設

(1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を実施する。

(2) 高齢者・障害者施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業の実施を要請する。

4 市有施設

期間：令和3年7月12日（月）～7月31日（土）

- (1) 観光・文化施設（多数利用施設）は、感染防止対策等（イベント開催制限の適用、入場整理、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策等）を徹底した上で開館する。
- (2) スポーツ施設は、感染防止対策等を徹底した上で、通常の開館時間（施設によって異なるが最大21時まで）とし、小学校の体育館等の学校開放事業についても通常の利用時間（最大21時30分まで）とする。
- (3) 文化センター等（イベント関連施設）は、感染防止対策等を徹底した上で21時30分までの開館時間とする。
- (4) 市民センター等の貸館施設は、感染防止対策等を徹底した上で21時30分までの開館時間とする。
- (5) 公園は、大型遊具を含め利用可とする。

5 イベントの開催

期間：令和3年7月12日（月）～7月31日（土）

市主催及び共催イベントや行事については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で21時までの開催時間とする。

〈イベント開催制限の要件〉

| 区 分 | 収容定員 | 人数上限 |
|--------------------------|--------|------------------------------|
| 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの | 100%以内 | <u>5,000人以下 又は収容定員の50%以内</u> |
| 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 50%*以内 | <u>(≦10,000人)のいずれか大きい方</u> |

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

*異なるグループ間では、座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。

6 庁内の対応等

- (1) 職員の在宅勤務（テレワーク）や時差勤務等の活用により、接触機会の原則、7割削減を目指す。
- (2) 職員の感染予防対策の再徹底を図る。
 - ・WEB会議システムの活用
 - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・健康管理の徹底
 - ・所属長への検温報告等